

大阪市告示第545号

大阪市史編纂所刊行物の代金収納事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次の者に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月10日

大阪市長 横山 英幸

1 委託先

大阪市西区北堀江4丁目3番2号

大阪市史料調査会

理事長 堀田 暁生

2 委託内容

「大阪の歴史」

「大阪市史史料」

「新修大阪市史 史料編」第1巻から第22巻まで（ただし、第1巻・第2巻および第14巻を除く）の代金収納事務

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(大阪市史編纂所)